

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別利用の許可等	
根拠条例等・条項	堺市立みはら歴史博物館条例第5条第1項	
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<p>(1) 現に資料が展示されていないこと。</p> <p>(2) 著作権がある資料については、著作権者の承認を得ていること。</p> <p>(3) 館長が特別利用をすることを適當と認めること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日間
	標準処理期間を設定できない理由	